

日本保健医療行動科学会 奨励研究員内規

(1998年4月1日制定施行, 2013年6月22日最終改定)

1. (名称)

本研究員は, 日本保健医療行動科学会奨励研究員(略称: 奨励研究員)と称す。

2. (目的)

本奨励研究員制度は, 社会的立場が定まっていない会員に保健医療行動科学に関する学術的研究を奨励し, もって保健医療行動科学の発展に寄与することを目的とする。

3. (奨励研究員の資格)

- 1) 日本保健医療行動科学会の通常会員であること。
- 2) 保健医療行動科学分野の学術的研究において, その業績が十分評価されうること。
- 3) 博士課程単位取得満期修了者および博士号を有する者(その見込みの者も含む), あるいはそれと同等の研究歴を持ち, 研究職としての社会的地位が定まっていない者。

4. (選考)

本奨励研究員の選考は, 履歴書および研究業績をもって, 本学会理事会において行う。

5. (継続の条件)

本奨励研究員の継続について1年毎に見直しを行う。その際の条件として, 本学会機関誌に原著等において研究業績が毎年少なくとも一つ報告されていること。ただし, 本学会機関誌以外での論文も参考にすることができる。

6. (報酬)

原資の制約から, 当分の間, 無報酬である。

7. (改廃)

本内規の改廃は, 理事会によって決議される。

※本内規4の「常任理事会」を「理事会」に, 5の「年報」を「機関誌」に改定(2013.6.22.)